

宮医発第 625 号
令和 6 年 6 月 26 日

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会 長 佐 藤 和 宏
(公 印 省 略)

令和 6 年 6 月 診療報酬改定内容に関する質問事項について (回答その 3)

本会活動の推進につきましては、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 6 月 診療報酬改定に係る質問事項につきましては、郡市医師会にて取りまとめのうえ、本会より日本医師会医療保険課へ照会させていただいておりますが、今般、別添の通り回答がありましたので一覧にまとめお知らせいたします。未回答分につきましては、回答があり次第別途お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会会員へのご周知方についてご高配賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

担当 : 総務部総務課
Tel 022-227-1591
Fax 022-266-1480

都市医師会名	項目	内容	日医送付日	日医回答	日医回答日
亘理郡医師会	外来感染対策向上加算等	①小児科外来診療料を算定した人にも外来感染対策向上加算が取れるのか。 ②小児抗菌薬適正使用支援加算を算定した人にも外来感染対策向上加算が取れるのか。 ③発熱患者等対応加算を算定した人にも小児科外来診療料が取れるのか。	5月20日	それぞれの要件を満たせば算定可。	6月21日
亘理郡医師会	生活習慣病管理料	①生活習慣病管理料Ⅱと診療情報提供料（Ⅰ）は併算定できるのか。 ※日医資料「令和6年度診療報酬改定の概要について」186ページ、算定要件（2）に記載されているとおり、併算定できないという理解でよいか。 ②在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算と在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の指導料を算定している患者に対して、生活習慣病管理料（Ⅰ）または（Ⅱ）を同日に算定できるのか。	5月24日	①併算定可。 ②在宅療養指導管理料の留意事項通知（通則）において、2以上の指導管理を行っている場合は、主たる指導管理の所定点数を算定するとされているが、その指導管理が、在宅療養指導管理料に限られるのか、医学管理等にも係るのか審査委員会での取扱いについて貴会にてご確認いただきたい。 在宅療養指導管理料加算については、在宅療養指導管理料の算定の有無にかかわらず、算定が可能なため、併算定は可能です。	6月21日
仙台市医師会	生活習慣病管理料Ⅱ	①施設の嘱託医をしており、現在、訪問診療する場合は処方箋料のみで、再診料や特定疾患療養管理料等は算定していない。6月からは生活習慣病管理料Ⅱを算定可能であるか。 ②サ高住の往診をしており施医総管（施設入居時等医学総合管理料）を算定しているが、生活習慣病管理料Ⅱの併算定は可能であるか。	5月29日	①施設の種類等によるため医療保険と介護保険の給付調整に係る通知をご参照いただきたい。 ②算定不可。	6月21日
仙台市医師会	サーベイランス強化加算	施設基準の事務連絡（令和4年9月28日付文書・日医発第1271号「厚生労働省『疑義解釈資料の送付について（その28）』」）問2の中で「診療所版J-SIPHE」が該当するとあり、参加にあたっては、少なくとも抗菌薬情報と微生物・耐性菌情報を提出している必要があるとなっている。 また、「診療所版J-SIPHE」に関して、微生物・耐性菌情報は「JANIS」に登録しなければ提出できることとなっている。 「診療所版J-SIPHE」だけの登録でよいのか。 もしくは「診療所版J-SIPHE」の登録の他に、更に「JANIS」の登録も必要なのか。	5月29日	診療所版J-SIPHE（OACIS）のHP（ https://oascis.ncgm.go.jp/faq ）では、微生物・耐性菌関連情報について、「本システムは、JANISに登録されている検査部門データの還元情報を取得してダッシュボードを作成しております。利用するには、JANISへの参加が必須となります。」と記載されております。	6月21日

都市医師会名	項目	内容	日医送付日	日医回答	日医回答日
柴田郡医師会	生活習慣病管理料	<p>①本人が受診せずに家族のみ来院し、医師に状態を報告して処方を出した場合、生活習慣病管理料は算定可能か。</p> <p>②生活習慣病管理料（II）は月1回の算定とあるが、月に2回受診した場合は2回目の受診日に算定できないとなると、再診料・外来管理加算・処方箋料・一般名処方加算等の算定になるのか。</p> <p>③慢性胃炎（特）と脂質異常症（特）が主病の患者の場合、慢性胃炎の薬を処方していれば従来通り特定疾患療養管理料を算定して良いか。また、前途の疾患についてどちらの処方も行っている場合は慢性胃炎として特定疾患療養管理料が算定可能か。</p>	5月31日	<p>①特定疾患療養管理料では必要やむを得ない場合に算定できると留意事項通知にあるが、生活習慣病管理料ではそういったことは示されていない。</p> <p>②そのとおり。</p> <p>③主病が慢性胃炎であれば特定疾患療養管理料を算定可能であるが、処方にについては算定の要件ではない。なお、同一月に特定疾患療養管理料と生活習慣病管理料は算定不可。</p>	6月21日
柴田郡医師会	ベースアップ評価料	<p>①計画書のIV(14)(15)について、令和5年・6年のいずれも在籍していた職員を対象に基本給総額、給与総額を記載するとあるが、現在常勤4名だがその中の2名は令和5年の中途入職者である場合、(14)(15)の基本給総額については中途入職者以外の2名分で計算し、(13)対象職員の常勤換算数は2名とするのか。（実際の対象者は4名）この場合、様式95の4. 対象職員数は2名とするべきなのか、4名とするべきなのか。</p> <p>②ベースアップ評価料で加算された分を対象職員にベースアップ手当として毎月配分した場合に、余剰分はどのような形で配分すればよいのか。（ベースアップ評価料で加算された分が年13,000円であったとした場合、ベースアップ手当として毎月定額1,000円ずつ支給したとすると年1,000×12=12,000円となるが、残り13,000-12,000=1,000円分はどのような形で対象職員に配分すればよいか）</p>	5月31日	<p>①賃金改善実施期間（2）の開始月における、基本給等総額であるので、（2）の開始月における人数となるため4名。また、様式95の4の対象職員数は届出時点の対象職員の人数となるため4名となる。</p> <p>②配分の仕方については医療機関の判断となるが、令和7年度に繰り越すことも可能。</p>	6月21日
亘理郡医師会	生活習慣病管理料	生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱを算定するにあたり、算定要件として生活習慣病療養計画書の作成が必要となるが、糖尿病を主病名としたインスリン治療を行っている患者で在宅自己注射指導管理料・注入器注射針加算を算定している場合では、生活習慣病療養計画書の作成は必要か。	6月17日	糖尿病を主病とする場合、在宅自己注射指導管理料を算定している場合は、生活習慣病管理料は算定できない。在宅療養指導管理料加算については、要件を満たせば、在宅療養指導管理料の算定の有無にかかわらず、算定が可能。	6月21日